

第四次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画（案）の概要

1. ひとり親家庭を取り巻く現状・課題

- ▶ 母子家庭の母の9割は就業しているものの、半数近くはパート・アルバイト等での就労形態。収入は低水準。
- ▶ 父子家庭の父は、子どもの養育、家事等の生活面で困難を抱え、子育てと就業の両立が困難な状況。
- ▶ 面会交流の実施は母子家庭で3割、養育費の受給は母子家庭で2割。
- ▶ 施設・制度の認知状況が低く、周知や支援につなぐ仕組みの重要性が増している。

2. 計画の位置づけ

位置づけ

- ▶ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第11条に規定する「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を踏まえた、同法第12条に定める自立促進計画

期間

- ▶ 令和2年度から令和6年度の5年間

3. 基本理念

～ひとり親家庭等の暮らしの安定と向上を実現し、希望の持てる将来へ～

子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭等が、社会を構成する子育て家庭のひとつの家族形態として、自らの力を発揮し安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることができる社会づくりをめざす。

4. 推進にあたっての基本的な考え方

- 国、大阪府、市町村等の役割分担と連携による支援
国、大阪府、市町村等が適切に役割を分担し、互いに連携しながら総合的な取組みの推進に努める。
- 福祉と雇用をはじめ幅広い行政分野の連携による支援
福祉分野や雇用分野などの関係機関が相互に緊密な連携を図りながら施策の推進に努める。
- 相談・情報提供機能の連携による早期からの支援
不安や問題を早期に発見、把握し、その解決に必要な助言、情報提供、専門機関へのつなぎなど関係機関が連携を強化し、適切な支援を実施する。

5. 計画の基本目標及び具体的取組み ※網掛けの取組は、今次計画から新たに重点施策としたもの（新規含む）

1. 就業支援

ひとり親家庭等が安定的な収入を得ることにより、自立した生活を送ることができるよう、職業能力向上のための訓練、効果的な就業あっせん、就業機会の創出など、就業面における支援の充実を図る。

- | | | |
|---|---|---|
| <p>【就業あっせん】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進 ◆母子・父子自立支援プログラム策定等事業と生活保護受給者等就労自立促進事業等との連携 ◆地域就労支援事業による就労支援 ◆母子・父子自立支援員による就業相談 ◆OSAKA しごとフィールドによる就労支援 ◆公共職業安定機関等と連携した求人情報の提供 ◆公共職業安定所（ハローワーク）における就業紹介 など | <p>【職業訓練等の実施・促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆公共職業訓練の実施 ◆就業支援講習会の実施 ◆母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業等の実施 ◆技能習得期間中の生活資金貸付けの実施 ◆職業能力形成プログラム(ジョブ・カード制度)の推進 など | <p>【就業機会創出のための支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆民間事業主に対するひとり親家庭の親の雇用の働きかけ 重点 ◆ひとり親家庭の親の雇用に配慮した官公需発注の推進 重点 ◆母子・父子福祉団体等への業務発注の推進 重点 ◆公務労働分野におけるひとり親家庭の親等の非常勤職員での雇用 重点 ◆ひとり親家庭の親の雇を進める事業主への表彰制度の創設 重点 ◆ひとり親家庭の親の職場定着支援等の取組を推進 重点 ◆試用雇用（トライアル雇用）を通じた早期就職、常用雇用への移行の促進 ◆助成金を活用した正規雇用への転換等の促進 など |
|---|---|---|

2. 子育てをはじめとした生活面への支援

子育てを行いながら、就業や職業訓練を受けることができるよう、生活面への支援を行う。

- ◆保育所等優先入所の推進
- ◆多様な保育、子育て支援サービスの提供
- ◆放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実
- ◆ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施やファミリー・サポート・センター事業の活用
- ◆生活支援講習会等事業の実施
- ◆母子生活支援施設を活用した生活支援、自立支援
- ◆公営住宅における優先入居の推進等
- ◆住居確保給付金（生活困窮者自立支援制度）による住居の確保等
- ◆子どもの学習支援等の推進
- ◆子ども輝く未来基金を活用したひとり親家庭への支援 **重点** など

3. 面会交流の促進・養育費確保の支援

ひとり親家庭の子どもの健やかな成長を支えるため、面会交流の実施促進に関する啓発や相談体制の整備に取り組むとともに、養育費の取り決めや受給促進を行う。

- ◆面会交流に向けた支援 **重点**
- ◆養育費確保に向けた取組の推進 **重点**
- ◆養育費相談支援センター事業の推進
- ◆市町村や専門機関との連携 など

4. 経済的支援

積極的な制度周知や適正な給付事務等を実施し、経済面での支援体制の充実を図る。

- ◆母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の円滑な貸付事業の実施
- ◆児童扶養手当の給付業務の実施等
- ◆ひとり親家庭医療費助成等の実施
- ◆各種減免・奨学金制度の実施等による就学支援 など

5. 相談機能の充実

身近なところで相談を受けられるよう、支援機関等の連携により、適切な支援につなげる相談機能の充実等を図る。

- ◆母子・父子自立支援員等による相談事業の実施
- ◆府立母子・父子福祉センターにおける相談機能の充実 **重点**
- ◆土日・夜間相談事業の実施
- ◆母子父子福祉推進委員、府・市町村担当課による情報提供の充実 など

6. 人権尊重の社会づくり

ひとり親家庭等の人権が不当な差別や偏見により侵害されることのないよう、人権啓発の取組みを進める。

- ◆人権啓発に関する施策の推進 ◆入居差別解消に向けた啓発の実施
- ◆企業に対する公正採用に関する啓発の実施
- ◆個人情報の取扱い等に関する取組の推進 など